

### **新規・再開（有効期限が切れてから）申請**

- 1 自立支援医療支給認定申請書（障害福祉課窓口にあります）
  - 2 診断書（東京都の所定の様式）
  - 3 医療保険の被保険者資格が確認できる次のいずれかのもの
    - ・資格確認書の写し
    - ・マイナポータルから確認できる「資格情報画面」をプリントアウトしたもの

\*国民健康保険、組合国保、後期高齢者医療加入の方は、加入者全員分

\*社会保険加入の方は、通院者分

※確認のための同意書を提出すれば、被保険者資格確認の書類提出は不要の場合  
もあります。
  - 4 課税証明書または非課税証明書
  - 5 生活保護受給の方は、生活保護受給証明書
  - 6 自立支援医療受給者証（再開手続きの方）
  - 7 マイナンバーが確認できるもの
- ※市で確認できる場合もあります。

### **更新申請（有効期限の3か月前から手続きができます）**

- 1 自立支援医療支給認定申請書（障害福祉課窓口にあります）
  - 2 診断書（東京都の所定の様式） \*2年に1度の提出
  - 3 医療保険の被保険者資格が確認できる次のいずれかのもの
    - ・資格確認書の写し
    - ・マイナポータルから確認できる「資格情報画面」をプリントアウトしたもの

\*国民健康保険、組合国保、後期高齢者医療加入の方は、加入者全員分

\*社会保険加入の方は、通院者分

※確認のための同意書を提出すれば、被保険者資格確認の書類提出は不要の場合  
もあります。
  - 4 課税証明書または非課税証明書
  - 5 生活保護受給の方は、生活保護受給証明書
  - 6 自立支援医療受給者証
  - 7 マイナンバーが確認できるもの
- ※市で確認できる場合もあります。

### **受給者証の有効期限は1年間です**

自立支援医療（精神通院）受給者証の有効期限は1年間で、受給者証は3か月前から更新の手続きができます。期限が近づきましたら、上記の必要書類をご用意のうえ、手続きをお願いいたします。

**上記は一般的な例をお示しました。保険の種類等により  
必要書類が異なりますので、詳しくは障害福祉課相談支援係  
(TEL042-563-2111 内線 1126~1128)までお問い合わせください。**